

《令和 3 年第 1 回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》
【令和 3 年 2 月 2 2 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 千葉県白井市根 713 番地付近（国道 464 号）において、市職員が運転する車両が国道の右折レーンに進入する際、後方から直進してきた相手方の車両に接触し、相手車両の助手席側後方側面を破損した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 2 年 8 月 4 日</p> <p>(3) 損害賠償額 136,051 円</p>
報告第 3 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 市道 C-253 号線の石畳舗装された道路の剥離により、相手方の車両の右側前後輪のタイヤ及びホイールが損傷した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 2 年 12 月 11 日</p> <p>(3) 賠償責任額 338,580 円</p>
第 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 1 1 号））	<p>1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症及びふじみ野市立市民交流プラザ等の空調機の故障への対応に伴い、令和 2 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 11 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専</p>

		<p>決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 594 億 2,031 万 7 千円</p> <p>補正予算額 9,031 万 7 千円</p> <p>補正後の予算総額 595 億 1,063 万 4 千円</p>
第 2 号議案	令和 2 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 1 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、上福岡駅東口駅前広場整備事業において追加の工事が発生したことに伴い継続費の補正を行うものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の継続費総額 7 億 8,000 万円 (令和 3 年度年割額 3,000 万円)</p> <p>補正する継続費の額 4,526 万円 (令和 3 年度年割額 4,526 万円)</p> <p>補正後の継続費総額 8 億 2,526 万円 (令和 3 年度年割額 7,526 万円)</p>
第 3 号議案	令和 2 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 1 3 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、国の補正予算に伴い早期に対応する必要があるものにつき予算措置するとともに、決算補正の考え方にに基づき、歳入については決定行為等が行われているもの、歳出については全事業を対象として執行残を減額することを基本に編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 595 億 1,063 万 4 千円</p> <p>補正予算額 1,957 万 7 千円</p> <p>補正後の予算総額 595 億 3,021 万 1 千円</p>
第 4 号議案	令和 2 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 94 億 8,124 万 5 千円</p> <p>補正予算額 581 万 1 千円</p> <p>補正後の予算総額 94 億 8,705 万 6 千円</p>

第 5 号議案	令和 2 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	<p>1 総括 本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目等について、補正予算を計上するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 82 億 7,253 万 2 千円 補正予算額 △2,220 万 8 千円 補正後の予算総額 82 億 5,032 万 4 千円</p>
第 6 号議案	令和 2 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)	<p>1 総括 本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 13 億 6,435 万 5 千円 補正予算額 △588 万 1 千円 補正後の予算総額 13 億 5,847 万 4 千円</p>
第 7 号議案	ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例	<p>1 制定理由 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 43 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターを設置するため、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例を制定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を新たに提出するものです。</p> <p>2 制定内容 令和 3 年 4 月 1 日からふじみ野市立児童発育・発達支援センターの運営について審議する審議会を設置するため、また、令和 4 年 4 月 1 日からのふじみ野市立児童発育・発達支援センターの運営及び管理について定めるために制定するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日 (一部は令和 3 年 4 月 1 日)</p>
第 8 号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律</p>

		<p>第 4 号) の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能の適合性判定業務が開始されるため当該業務に係る手数料を創設し、また、関係する他の手数料についても整理するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 省エネ適判業務に関する床面積 500 m²以下の審査手数料の設定</p> <p>(2) 省エネ適判を受けたものとみなす各種認定の手数料の改定</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p>
第 9 号議案	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>特別職の職員で非常勤のものものうち、職の整理をするため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 15 号）の施行により、投票管理者等の交代制が認められることとなり、時間に柔軟性を持たせることで、投票管理者等の確保を容易にし、確実な選挙執行体制を確立するため、投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の従事する時間が投票時間の 2 分の 1 以内の場合を新たに定めるものです。</p> <p>(2) 児童発育・発達支援センター運営審議会委員を追加し、報酬を定めるものです。</p> <p>(3) 特別教育相談員を削除するものです。</p> <p>(4) いじめゼロ連絡協議会委員をいじめ見逃しゼロ連絡協議会委員に改めるものです。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日</p>
第 10 号議案	ふじみ野市税条例の一部を改正する条例について	<p>1 改正理由</p> <p>身体障害者等に対する軽自動車税（種別</p>

		<p>割) の減免申請手続を緩和し、申請者の利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 前年度に身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免を受けていた場合において、当該年度の賦課期日に当該減免に係る軽自動車等が引き続き規定に該当すると市長が認めるときは、市長が別に定める申請書の提出で減免の規定を適用することができるようにするものです。</p> <p>3 施行年月日 令和3年4月1日</p>
第11号議案	ふじみ野市債権管理条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)の施行に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 引用条項の条ずれを改める。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第12号議案	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が令和元年5月22日に公布され、オンライン資格確認の導入に関する改正部分が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 個人番号カードによる電子資格確認を含む各種医療保険の被保険者等であることの確認規定が上位法にあるため、条例規定から削る。この他文言修正。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>

第 13 号議案	ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 第 8 期介護保険事業計画等に基づく第 1 号被保険者の保険料の設定及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う条文の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 (1) 第 8 期介護保険料を設定します。 (2) 第 1 段階から第 3 段階の保険料を軽減します。</p> <p>3 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>
第 14 号議案	ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）の施行に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 子ども・子育て支援法の改正により同法第 43 条の項ずれを改正する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 15 号議案	ふじみ野市子どもいじめ防止条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 協議会の名称を変更するため、ふじみ野市子どもいじめ防止条例の一部を改正したいので、この案を提出するものである。</p> <p>2 条例の改正内容 第 12 条中「ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会」を「ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>
第 16 号議案	令和 3 年度ふじみ野市一般会計予算	<p>○ 当初予算額 歳入・歳出 414 億 7,813 万 5 千円 (令和 2 年度当初予算額 414 億 1,453 万 5 千円)</p>

第 17 号議案	令和 3 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 90 億 1,177 万 6 千円 (令和 2 年度当初予算額 91 億 7,543 万 1 千円)
第 18 号議案	令和 3 年度ふじみ野市介護保険特別会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 81 億 3,785 万 4 千円 (令和 2 年度当初予算額 80 億 718 万 4 千円)
第 19 号議案	令和 3 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計予算	○ 当初予算額 歳入・歳出 13 億 9,599 万 8 千円 (令和 2 年度当初予算額 13 億 6,167 万 6 千円)
第 20 号議案	令和 3 年度ふじみ野市水道事業会計予算	令和 3 年度ふじみ野市水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。 1 収益的収入及び支出の予定額 収益的収入 17 億 6,530 万 9 千円 収益的支出 17 億 3,220 万 5 千円 2 資本的収入及び支出の予定額 資本的収入 3,271 万円 資本的支出 5 億 7,827 万円
第 21 号議案	令和 3 年度ふじみ野市下水道事業会計予算	令和 3 年度ふじみ野市下水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。 1 収益的収入及び支出の予定額 収益的収入 18 億 1,541 万円 収益的支出 16 億 2,833 万 1 千円 2 資本的収入及び支出の予定額 資本的収入 2 億 4,255 万 1 千円 資本的支出 4 億 4,394 万 6 千円
第 22 号議案	ふじみ野市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について	ふじみ野市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事に係る請負契約に関する市議会の議決を求める議案提案である。 契約金額は金 731,777,200 円であり、工期は契約締結の日から令和 5 年 2 月 14 日までの 3 箇年の継続事業となっている。 契約の相手方は、佐田建設株式会社さいたま支店である。入札方式は、単体企業又は 2 者若しくは 3 者による特定建設共同企業体方式による一般競争入札事後審査型で実施し、入札参加数は、12 社あり、今回の入札において、最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回る入札

		<p>金額によって入札をした入札参加者は 1 社であった。</p> <p>今回の契約によって実施する工事の概要については、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事対象建物 鉄筋コンクリート造、地上 4 階 2 工事対象床面積 4,283 m² 3 主な工事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・外部改修(屋上防水改修、外壁改修など) ・内部改修(床、壁、天井、造作家具など) ・電気設備改修 ・機械設備改修 ・外壁アスベスト含有塗材除去
第 23 号議案	財産の取得について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 G I G A スクール構想における学習環境整備のため、タブレット端末等の取得に関する市議会の議決を求めるものです。 2 取得金額 金 56,998,480 円 3 取得期限 契約確定日から令和 3 年 7 月 30 日まで 4 契約の相手方 埼玉県狭山市狭山台四丁目 22 番 2 号 日本情報システム株式会社 代表取締役 肥沼 佑樹 5 業者選定方法 随意契約 6 財産の種類及び数量 児童生徒用タブレット端末 300 台 教職員用タブレット端末 400 台 教職員用タブレット端末周辺機器 19 校分
第 24 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議

		<p>決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道C-294号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市駒西三丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 5.00m～8.18m / 34.99m</p> <p>5 供用開始年月 令和3年3月下旬（予定）</p>
第25号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道E-256号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保三丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～8.46m / 69.38m</p> <p>5 供用開始年月 令和3年3月下旬（予定）</p>
第26号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道E-257号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保三丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～8.45m / 55.71m</p> <p>5 供用開始年月 令和3年3月下旬（予定）</p>

第 27 号議案	教育長の任命について	<p>1 提案理由 教育長朝倉孝氏が令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、再度同氏を教育長に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 朝倉 孝 氏</p> <p>3 任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで</p>
第 28 号議案	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	<p>1 提案理由 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 9 条の規定により人権擁護委員の任期は、3 年となっており、平成 30 年 7 月 1 日に委嘱された川口浩美氏の任期が、令和 3 年 6 月 30 日となっております。その後任として、齊藤保樹氏を推薦したいので市議会に意見を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 齊藤 保樹 氏</p> <p>3 任期 令和 3 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで</p>
第 29 号議案	ふじみ野市土地開発公社の解散について	<p>1 提案理由 ふじみ野市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。</p>